

平成22年第3回葛飾区議会定例会付議事件の概要

1 平成22年度葛飾区一般会計補正予算（第1号）

(1) 提案理由

既定の予算調製後に生じた事項につき、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、補正予算を調製し、議会に提出するもの

(2) 予算の概要

別紙のとおり

2 平成22年度葛飾区国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

(1) 提案理由

既定の予算調製後に生じた事項につき、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、補正予算を調製し、議会に提出するもの

(2) 予算の概要

別紙のとおり

3 平成22年度葛飾区老人医療事業特別会計補正予算（第1号）

(1) 提案理由

既定の予算調製後に生じた事項につき、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、補正予算を調製し、議会に提出するもの

(2) 予算の概要

別紙のとおり

4 平成22年度葛飾区介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

(1) 提案理由

既定の予算調製後に生じた事項につき、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、補正予算を調製し、議会に提出するもの

(2) 予算の概要

別紙のとおり

5 葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び概要

住民基本台帳カードの交付手数料を無料とするもの

(2) 施行日

平成22年10月1日

6 葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

建築物の制限をする区域に奥戸四丁目地区地区計画の区域を追加するもの

(2) 概要

建築物の制限について、次のように定めること。

ア 建築してはならない建築物をホテル、旅館、自動車教習所及び畜舎とすること。

イ 建築物の敷地面積の最低限度を 80 平方メートルとすること。

ウ 建築物の高さの最高限度を 16 メートルとすること。

エ 垣又はさくの構造を生垣又はフェンスとすること。

(3) 施行日

公布の日

7 葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

上千葉砂原公園（西亀有一丁目 27 番 1 号）に駐車場を設置するほか、所要の改正をするもの

(2) 概要

ア 設置する駐車場及び位置

上千葉砂原公園駐車場 西亀有一丁目 18 番 8 号

イ 使用時間

1 月から 12 月まで 午前 0 時から午後 12 時まで

ウ 駐車できる自動車

(ア) 普通自動車

(イ) 小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）

いずれも規則で定める大きさを超えないもの

エ 使用料

駐車時間 30 分まで無料。30 分を超える駐車時間 30 分までごとに 100 円

(3) 施行日

葛飾区規則で定める日（平成 22 年 11 月頃）

8 葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

小菅東スポーツ公園（小菅三丁目 1 番 1 号）に駐車場を設置するほか、所要の改正をするもの

(2) 概要

ア 設置する駐車場及び位置

小菅東スポーツ公園駐車場 小菅三丁目 6 番

イ 駐車できる自動車

(ア) 普通自動車

(イ) 小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）

いずれも規則で定める大きさを超えないもの

ウ 使用料

駐車時間 30 分まで無料。30 分を超える駐車時間 30 分までごとに 100 円

(3) 施行日

葛飾区規則で定める日（平成 22 年 12 月頃）

9 **葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例**

(1) 改正理由及び概要

新小岩小松自転車置場（新小岩四丁目 31 番 21 号先）を廃止するもの

(2) 施行日

葛飾区規則で定める日（平成 22 年 12 月頃）

10 **学校教育総合システム整備用機器の買入れについて**

(1) 買入れの目的 学校教育総合システムの導入

(2) 買入れ物件 コンピュータ端末 1,800 台 プリンタ 75 台
サーバ及びネットワーク関連機器類 一式

(3) 買入れ金額 4 億 5,074 万円

(4) 買入れの相手 東京都新宿区西新宿三丁目 19 番 2 号

東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 江部 努

代理人 東京都文京区後楽二丁目 5 番 1 号

東日本電信電話株式会社 ビジネス&オフィス事業推進本部

代表取締役ビジネス&オフィス事業推進本部長 小園 文典

(5) 納 期 平成 22 年 12 月 24 日

11 **葛飾区立立石図書館図書館家具の買入れについて**

(1) 買入れの目的 葛飾区立立石図書館の建替えに伴う図書館家具の整備

(2) 買入れ物件 図書館家具 165 点

(3) 買入れ金額 3,612 万円

(4) 買入れの相手 東京都千代田区神田駿河台三丁目 5 番地

キハラ株式会社

代表取締役 木原 一雄

(5) 納 期 平成 23 年 3 月 31 日

12 特別区道の路線の認定について

道路法第8条第1項の規定に基づき認定するもの

路線名	所 在	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)
葛 946 号	葛飾区四つ木一丁目 29 番 1 から	83.82	6.00	519.16
	葛飾区四つ木一丁目 29 番 3 まで		6.93	
葛 947 号	葛飾区南水元二丁目 787 番 3 から	68.81	5.00	353.23
	葛飾区南水元二丁目 790 番 7 まで			
合 計		152.63		872.39

13 平成21年度葛飾区一般会計歳入歳出決算

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付すもの

14 平成21年度葛飾区国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付すもの

15 平成21年度葛飾区後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付すもの

16 平成21年度葛飾区老人医療事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付すもの

17 平成21年度葛飾区介護保険事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付すもの

18 平成21年度葛飾区用地特別会計歳入歳出決算

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付すもの

19 平成21年度葛飾区駐車場事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付すもの

人権擁護委員の任期満了に伴う候補者の推薦に関する意見について（照会）

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、現員13名のうち、任期の満了する8名の後任委員候補者の推薦につき、議会の意見を聞くもの